

重要

令和 7 年度被害者保護増進等事業補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業の部
先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
申請受付終了時の取扱いについて

令和7年6月30日より申請の受付を行っている令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援））は、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了します。
終了時の取扱いについては、以下の通りとします。

●予算額を超過する恐れがある場合、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先しその他の事業者の申請を不受理（棄却）とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、予算上限（100%）に達した場合でも申請システム上で受付を行う場合がございますが、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先し不受理とさせていただきます。
※優先採択希望の場合、以下必要書類の提出が必須となります。
優先採択の要件については公募要領を必ずご確認ください。

<優先採択に必要な書類>

暦年で賃上げを表明している事業者

- ・従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）
- ・賃上げを表明した暦年とその前年の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ※
※ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（令和 7 年分）は、申請時点では提出不要です。 令和 8 年 1 月 3 0 日(金) 17：00までに申請システムよりご提出ください。

事業年度で賃上げを表明している事業者

- ・従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）
- ・賃上げを表明した年度とその前年度の法人事業概況説明書

●申請システム上で受付を行ったにもかかわらず不受理となる場合、事務局よりご連絡致します。

●優先採択となった事業者が、優先採択の要件を満たさなかった場合、交付決定の取消しおよび交付された補助金全額を返還いただくことがありますので、ご注意ください。

《その他注意事項》

※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。国およびJATAは、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、国およびJATAの重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。

※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国およびJATAは一切の責任を負いません。

※ 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ

電話番号：03-4330-1024

※受付時間：平日（年末年始（12月27日～1月4日）を除く）

9:00～17:00（12:00～13:00除く）